



基発第 0324002 号

平成 16 年 3 月 24 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

「徴収関係事務取扱手引Ⅰ（徴収・収納）」の一部改訂について

標記について、平成 15 年 3 月 31 日付け基発第 0331002 号により指示してきたところであるが、下記のとおり一部改訂することとしたので、今後の事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改訂内容

(1) 第 2 章の第 1 節の第 2 の 1 (3) 収入官吏代理について 44 頁

「収入官吏代理は、労働局においては徴収主務課長補佐（収納を担当する者）、監督署においては次長（次長職の置かれていない監督署にあっては第一課長）とすること。」を「主任収入官吏代理は労働局においては徴収主務課長補佐（収納を担当する者）、監督署においては次長（次長職の置かれていない監督署にあっては第一課長）とすること。また、分任収入官吏代理は、分任収入官吏に発令されている者の中から、局署の実情に応じて任命することができる。」に改める。

(2) 第 2 章の第 1 節の第 3 の 1 (3) 収入官吏代理について 45 頁

- ① 「収入官吏代理は、主任収入官吏に事故があったときその職務を行い、主任収入官吏と同様の権限を有する。」を「主任収入官吏代理は、主任収入官吏に事故があったときその職務を行い、主任収入官吏と同様の権限を有する。また、分任収入官吏代理は、分任収入官吏に事故があったときにその職務を行い、分任収入官吏と同様の権限を有する。」に改める。
- ② (注)の「主任収入官吏に次に掲げる事故があるときは、収入官吏代理を置くことができる。」を「主任収入官吏または分任収入官吏代理に次に掲げる事故があるときは、主任収入官吏代理または分任収入官吏代理を置くことができる。」に改める。
- ③ (注)の「1 出張、休暇、欠勤等の事由により、長期にわたって事務を行うことができないとき」を「1 出張、休暇、欠勤等の事由により、1 日以上不在となるとき」に改める。

(3) 第2章の第4節の第1の2(2)について

66頁

②に「※ 収入官吏代理（主任収入官吏代理、分任収入官吏代理）の代理開始及び終止」として、「収入官吏代理が収入官吏の事務を代理した場合は、「代理開始」または「代理終止」を記入すること。（注）代理期間中に現金出納簿に記入すべき事項がない場合には記入する必要はない。」を追加する。」

(4) 第2章の第5節の第3の3歳入歳出外現金出納官吏代理の権限について 69頁

「歳入歳出外現金出納官吏代理は、主任歳入歳出外現金出納官吏に事故があったときその職務を行い、主任歳入歳出外現金出納官吏と同様の権限を有する。」を「主任歳入歳出外現金出納官吏代理は、主任歳入歳出金出納官吏に事故があったときその職務を行い、主任歳入歳出外現金出納官吏と同様の権限を有する。また、分任歳入歳出外現金出納官吏代理は、分任歳入歳出外現金出納官吏に事故があったときその職務を行い、分任歳入歳出外現金出納官吏と同様の権限を有する。」に改める。

(5) 現金領収証書（収入様式第32号）について 142頁

別紙1のとおり改める。

(6) 歳入歳出外現金領収証書（収入様式第48号）について 162頁

別紙2のとおり改める。

2 施行時期

平成16年4月1日から施行することとする。ただし、上記1(5)については、既存の現金領収証書の併用を認め、同年7月1日に全ての収入官吏が新規の現金領収証書に切り替えること。また、上記1(6)については、都道府県労働局物品管理官が管理している既存の歳入歳出外領収証書が無くなるまで使用することは差し支えないこと。

[illegible]

(収入様式第48号)

第1片

AB 000000

第 00 号

領 収 証 書									
平成 年度 労働保険特別会計									
(住 所)									
(氏 名) 殿									
金				万	千	百	拾	円	
摘要									
上記の金額を領収しました。 平成 年 月 日 労働保険特別会計 歳入歳出外現金出納官吏 印									

第2片

AB 000000

第 00 号

歳入歳出外現金領収証書原符									
平成 年度 労働保険特別会計									
(住 所)									
(氏 名) 殿									
金				万	千	百	拾	円	
摘要									
平成 年 月 日 領収 労働保険特別会計 歳入歳出外現金出納官吏									